

## 保 育 料 基 準 額 表

各月初日の保育所又は幼稚園等に通う 児童の属する世帯の階層区分		保育料の額（月額）					
		保育標準時間認定を受けた場合			保育短時間認定を受けた場合		
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
B	A階層を除き当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分）の市町村民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	2,000 (2,000) <0>	2,000 (2,000) <0>	2,000 (2,000) <0>	2,000 (2,000) <0>	2,000 (2,000) <0>	2,000 (2,000) <0>
C 1	均等割の額のみ の世帯	5,000 (3,800) <0>	5,000 (3,800) <0>	5,000 (3,800) <0>	4,900 (3,700) <0>	4,900 (3,700) <0>	4,900 (3,700) <0>
C 2	A階層を除き当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分）の市町村民税所得割課税額課税世帯であつて、その所得割課税額の額の区分が右の区分に該当する世帯	53,400 円未満 6,100 (3,800) <0>	53,400 円未満 6,100 (3,800) <0>	53,400 円未満 6,100 (3,800) <0>	53,400 円未満 6,000 (3,700) <0>	53,400 円未満 6,000 (3,700) <0>	53,400 円未満 6,000 (3,700) <0>
D 1	53,400 円以上 56,400 円未満	7,300 (5,000) <0>	7,300 (5,000) <0>	7,300 (5,000) <0>	7,200 (4,900) <0>	7,200 (4,900) <0>	7,200 (4,900) <0>
D 2	56,400 円以上 62,400 円未満	9,700 (5,000) <0>	8,500 (5,000) <0>	8,500 (5,000) <0>	9,500 (4,900) <0>	8,300 (4,900) <0>	8,300 (4,900) <0>
D 3	62,400 円以上 71,400 円未満	10,800 (7,300) <0>	9,700 (6,100) <0>	8,500 (6,100) <0>	10,600 (7,100) <0>	9,500 (6,000) <0>	8,300 (6,000) <0>
D 4	71,400 円以上 89,400 円未満	14,300 (9,700) <0>	10,800 (7,300) <0>	9,700 (7,300) <0>	14,000 (9,500) <0>	10,600 (7,200) <0>	9,500 (7,200) <0>
D 5	89,400 円以上 107,400 円未満	17,900 (13,200) <0>	12,000 (8,500) <0>	10,800 (8,500) <0>	17,600 (12,900) <0>	11,800 (8,300) <0>	10,600 (8,300) <0>
D 6	107,400 円以上 125,400 円未満	21,400 (15,500) <0>	13,200 (9,700) <0>	12,000 (8,500) <0>	21,000 (15,200) <0>	13,000 (9,500) <0>	11,800 (8,300) <0>
D 7	125,400 円以上 143,400 円未満	24,900 (17,900) <0>	14,300 (10,800) <0>	13,200 (9,700) <0>	24,400 (17,600) <0>	14,000 (10,600) <0>	13,000 (9,500) <0>
D 8	143,400 円以上 161,400 円未満	28,400 (20,200) <0>	15,500 (12,000) <0>	14,300 (10,800) <0>	27,900 (19,800) <0>	15,200 (11,800) <0>	14,000 (10,600) <0>
D 9	161,400 円以上 179,400 円未満	31,900 (22,500) <0>	16,700 (13,200) <0>	15,500 (12,000) <0>	31,300 (22,100) <0>	16,400 (13,000) <0>	15,200 (11,800) <0>
D 10	179,400 円以上 215,400 円未満	34,300 (24,900) <0>	17,900 (14,300) <0>	16,700 (13,200) <0>	33,700 (24,400) <0>	17,600 (14,000) <0>	16,400 (13,000) <0>
D 11	215,400 円以上 263,400 円未満	37,800 (28,400) <0>	19,000 (15,500) <0>	17,900 (14,300) <0>	37,100 (27,900) <0>	18,700 (15,200) <0>	17,600 (14,000) <0>
D 12	263,400 円以上 311,400 円未満	41,300 (31,900) <0>	20,200 (16,700) <0>	19,000 (15,500) <0>	40,600 (31,300) <0>	19,800 (16,400) <0>	18,700 (15,200) <0>
D 13	311,400 円以上 368,400 円未満	43,600 (37,800) <0>	21,400 (17,900) <0>	20,200 (16,700) <0>	42,800 (37,100) <0>	21,000 (17,600) <0>	19,800 (16,400) <0>
D 14	368,400 円以上	47,100 (43,600) <0>	22,500 (19,000) <0>	21,400 (17,900) <0>	46,300 (42,800) <0>	22,100 (18,700) <0>	21,000 (17,600) <0>

同一世帯において保育所又は幼稚園等に通う児童が1人であるときは、保育料の額（月額）の欄の上段に掲げる額、2人以上であるときは、年齢の高い児童から順に数えて1人目が上段に掲げる額、2人目が中段（ ）に掲げる額、3人目以降が下段（ ）に掲げる額となります。